

(請求人様)

名古屋市監査委員 山 本 正 雄
同 小 川 令 持

名古屋市職員措置請求について (通知)

令和 4年 7月20日に提出された名古屋市職員措置請求について、下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、西川ひさし委員及び山田昌弘委員は地方自治法第 199条の 2の規定により除斥となりました。

記

1 結 論

本請求は、地方自治法第 242条第 1項の請求要件を欠いており、これを却下する。

2 理 由

本請求は、自由民主党名古屋市会議員団の令和 3年度政務活動費収支報告書における収入について、利息が記入されていないのは、名古屋市会政務活動費の交付に関する条例違反であると主張して、政務活動費に係る利息分の返還を求めるものである。

ところで、地方自治法に規定されている職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合に、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止する等の措置を請求することができる制度である。

住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、地方公共団体の執行機関又は職員による個別具体的に特定された財務会計行為等の違法性又は不当性を

具体的に摘示し、その事実を証する書面を添付しなければならないとされている。

本請求において、請求人は、政務活動費収支報告書に利息が記載されていないことは条例違反であると主張しているが、条例違反であることについて、具体的な根拠を示しておらず、私見を述べているにすぎないことから、財務会計行為等の違法性又は不当性について具体的に摘示しているとは言えない。

よって、本請求は、地方自治法第 242条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局特別監査室)